

国指定舟志ノ内鳥獸保護区

指定計画書（環境省案）

平成 年 月 日

環 境 省

## 1 国指定鳥獣保護区の概要

### (1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定舟志ノ内鳥獣保護区

### (2) 国指定鳥獣保護区の区域

長崎県対馬市所在市有林 42 林班の南西端を起点とし、同所から 42 林班と 43 林班の境界線を北西に進み、42 林班と 43 林班の境界分岐点に至り、同所から 42 林班界を北進し、38 林班界との交点に至り、同所から 38 林班と 42 林班の境界線を北東に進み、38 林班と 42 林班の境界分岐点に至り、同所から 42 林班界を東進し、市道舟志ノ内線との交点に至り、同所から同市道横断方向に引いた線を南東に進み、同線と 18 林班境界との交点に至り、同所から 18 林班と 42 林班の境界線を南東に進み、同境界線と同市道との交点に至り、同所から同市道横断方向に引いた線を南西に進み、18 林班と 42 林班、市道舟志ノ内線及び 46 林班の接点に至り、同所から 18 林班と 46 林班の境界線を北東に進み、17 林班と 18 林班及び 44 林班の接点に至り、同所から 17 林班と 44 林班の境界線を南東に進み、17 林班と 44 林班及び 95 林班の接点に至り、同所から 44 林班と 95 林班の境界線を南進し、44 林班と 45 林班及び 94 林班の接点に至り、同所から 45 林班と 94 林班の境界線を南西に進み、45 林班と 91 林班の境界分岐点に至り、同所から 45 林班界を西進し、46 林班南東の境界と 45 林班の接点に至り、同所から、46 林班の境界に沿って西進し、46 林班と 55 林班の境界分岐点に至り、同所から 55 林班と 46 林班の境界線を北西に進み、43 林班、46 林班及び 55 林班の接点に至り、同所から 43 林班と 46 林班の境界線を北西に進み、46 林班と舟志ノ内川の交点に至り、同所から同河川横断方向に引いた線を北西に進み、46 林班と林道二股線の交点に至り、同所から同林道横断方向に引いた線を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域

### (3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 27 年 3 月 20 日から平成 46 年 10 月 31 日まで

### (4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

### (5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、長崎県対馬市上県町佐護区に位置する標高 50～200 メートル程度の山間地で、中央部には佐護川が流れており、その周囲には森林が広がっている。このような自然環境の中で、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストにおける絶滅危惧 I A 類のツシマヤマネコが生息している。

当該区域には、佐護川を始めとする複数の川が流れ、その周辺には溪畔林が広がり、

さらにその周辺には、スギ・ヒノキ等人工林、シイ・カシ林やノグルミ・コナラ林が連続している。このように多様な環境がパッチ状に入り組んだような環境は、山間部におけるツシマヤマネコの優れた生息好適地として重要である。このような環境を背景として、環境省が行ったツシマヤマネコの生息状況調査では、当該区域は対馬市内でも比較的生息密度が高いことが判明している。

また、ツシマヤマネコの主要な生息地である舟志、佐護及び伊奈・志多留・田ノ浜の中間地点の山間部に位置し、国有林野の保護林である御嶽にも近接している。このため、これら主要な生息地からの分散先や移動経路として、ツシマヤマネコの生息域を確実に拡大していく上で重要な区域である。

このように、当該区域は、希少鳥獣であるツシマヤマネコの生息地として重要であることから、当該区域を希少鳥獣の生息地として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

## 2. 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

### (1) 保護管理方針

- 1) ツシマヤマネコ等の鳥獣のモニタリングを通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為を防止するため、巡視、普及啓発等に取り組む。
- 3) ツシマジカ及びニホンイノシシが高密度に生息する地域において、関係行政機関等と連携し、植生への影響を防ぐための柵の設置、ツシマジカ及びニホンイノシシの捕獲等、ツシマヤマネコの生息地として保護及び整備を図る。

### (2) 保全事業の目標

当該区域では、高密度に生息するツシマジカ及びニホンイノシシの影響等により、下層植生の衰退が生じており、ツシマヤマネコのエサとなるネズミ類、鳥類、昆虫類等の小動物の生息に悪影響を及ぼしている。

本事業では、ツシマジカ、ニホンイノシシ等の影響から植生を保全し、対馬の生態系の上位に位置するツシマヤマネコの生息環境の維持・回復を図る。

### (3) 保全事業の対象区域

国指定舟志ノ内鳥獣保護区の全域

### (4) 保全事業の内容

当該区域の現状を把握し、保全事業の実施計画を検討及び、作成をした上で、ツシマヤマネコの生息地の保護に支障を及ぼすおそれのあるツシマジカ、ニホンイノシ

シ等の侵入を防ぐための柵の設置及び管理等を行うとともに、管理上必要な付帯施設の整備を行う。また、捕獲計画を検討した上で、関係行政機関と連携し必要な区域においてツシマジカ及びニホンイノシシの捕獲を行う。さらに、ツシマジカ及びニホンイノシシの影響並びにツシマヤマネコのエサとなる動物の生息状況を把握するためのモニタリングを行い、事業の効果を定期的に評価する。

#### (5) 環境変化の概要

対馬市においては、近年、ツシマジカ及びニホンイノシシの増加による影響により、林内の下層植生の衰退が深刻化している。

長崎県が策定した特定鳥獣（ツシマジカ）保護管理計画（平成24年4月）では、対馬全島の生息数を3,500頭に引き下げることが目標としているが、平成23年度の調査結果によれば、対馬全島におけるツシマジカの推定生息数は約33,000頭であり、極度の過密状態であると考えられる。

ニホンイノシシについては、生息数は推定されていないが、近年の捕獲数の増加をみれば、極度の過密状態であると考えられる。なお、ニホンイノシシは、1990年代後半に導入された国内由来の外来種である。

当該区域では、高密度に生息するツシマジカ及びニホンイノシシの影響並びに人工林における間伐が進まないことによる下層植生の衰退が生じており、ツシマヤマネコのエサとなるネズミ類、鳥類、昆虫類等の小動物の生息に影響を及ぼしている。

#### (6) 鳥獣の生息状況の変化

環境省のツシマヤマネコ生息状況等調査(第四次特別調査)(平成25年9月公表)によると、当該区域を含む地域区分におけるツシマヤマネコの生息密度を2000年代前半と2010年代前半で比較すると、生息密度に大きな変動はみられないが、当該区域は他の地域区分と比べて比較的生息密度の高い区域となっている。

また、対馬上島における推定生息数(定住している成獣个体数)を算出したところ、約100頭又は約70頭と推定され、2000年代前半から2010年代前半にかけての比較では横ばい又は1割程度の減少となり、増加の傾向は見られないことから、ツシマヤマネコの生息状況は依然として改善していないと考えられている。

ツシマヤマネコの減少要因は、生息適地の減少及び分断化、交通事故、イエネコとの競合等の複数の要因が考えられているが、近年ツシマジカの食害及びニホンイノシシの掘り起こしによる林内の下層植生の衰退が深刻化していることから、草本類が発達している林床被度の高い場所を好んで利用するツシマヤマネコのエサ動物(ツシマアカネズミ、ツグミ等の鳥類、昆虫類等)の減少が懸念されている。

#### (7) その他

当該区域の大半を所有する対馬市は、「対馬市森林<sup>もり</sup>づくり基本計画」及び当該市

有地の利活用計画を核として、人工林の適正な整備・管理、住民への普及啓発等を実施する。

### 3 新規指定する国指定鳥獣保護区の土地の地目面積及び水面の面積

総面積 323 ha

内訳

#### ア 形態別内訳

林 野 321 ha

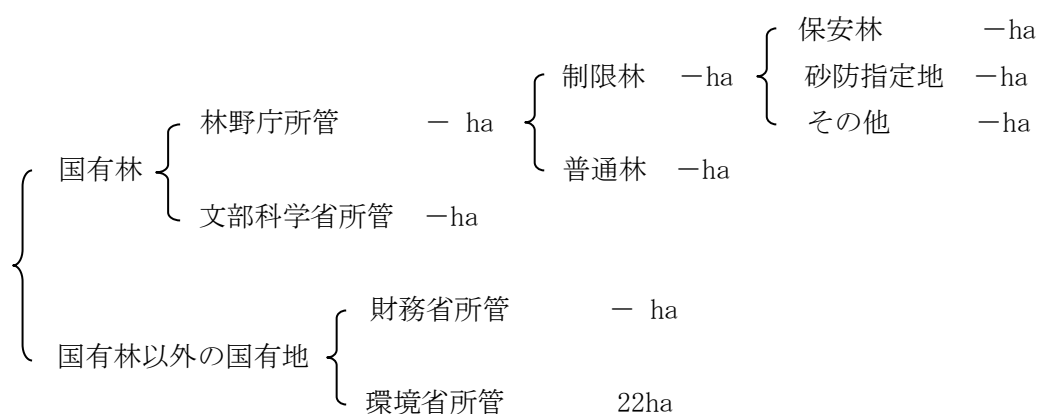
農耕地 0 ha

水 面 1 ha

その他 1 ha

#### イ 所有者別内訳

国有地 22 ha



{	地方公共団体有地	286ha	{	都道府県有地	0ha
				市町村有地等	286ha

私有地等 14ha

公有水面 1ha

#### ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	—ha	自然環境保全地域特別地区	—ha
		自然環境保全地域普通地区	—ha
自然公園法による地域	—ha	特別保護地区	—ha
		特別地域	—ha
		普通地域	—ha
文化財保護法による地域	—ha		

#### 4 新規指定する区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該区域の概要

###### ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、九州本土と朝鮮半島との間に浮かぶ長崎県の離島、対馬上島の北西部に位置する。

###### イ 地形、地質等

当該区域は、そのほとんどが浸食に弱い泥岩であるため、山頂部は緩傾斜面で山腹部は急斜面をなし、谷密度の高い地形を呈している。地質は、対州層群（堆積岩）と呼ばれる古第三紀から新第三紀中新世前期とされる一連の海成層からなり、対州層群の中部層上に位置し、大部分を泥岩が占めており、泥岩に砂岩がひも状に分布している。土壌は、丘陵部は乾性褐色森林土、斜面部は褐色森林土、谷部には細粒グライ土が分布している。

###### ウ 植物相の概要

当該区域の自然植生は、シイ類やカシ類を中心とした常緑広葉樹林であるが、そのほぼすべてがかつての伐採等の影響を受け、萌芽由来のシイ・カシ二次林、ノグルミ・コナラ林又はスギ・ヒノキ・サワラ植林となっている。高低差の少ない比較的緩傾斜な谷密度の高い斜面に、これらがモザイク状に分布している。植林地は、ある程度手入れがなされ、比較的開けた明るい林床をもつ場合も多い。溪流沿いでは、溪床は滑床又は泥岩マトリクス of 堆積によってきわめて平滑であり、なだらかにつながる溪畔の斜面には、ケヤキ、カエデ類、シデ類等の落葉広葉樹からなる溪畔林が一部で見られる。

###### エ 動物相の概要

当該区域では、哺乳類については、ツシマヤマネコその他、環境省が作成したレッドリストにおける準絶滅危惧種のツシマテン及びチョウセンイタチといった希少種に加え、ツシマジカ、ニホンイノシシ、ネズミ類、モグラ類等、6科12種が確認されている。

鳥類では、国内希少野生動植物種であり、同レッドリストにおける絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ、同じく準絶滅危惧種のみサゴ、ハイタカ等の猛禽類その他、ツシマコゲラ、サンコウチョウ等、23科52種が確認されている。

##### (2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域では、近年、農林業が行われていないため、農林産物への被害は確認されていない。また、これまで長崎県の鳥獣保護区に指定されており、当該区域内での有害鳥獣捕獲の実績は不明であるが、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて、周辺地域ではツシマジカ及びニホンイノシシの有害鳥獣捕獲の実績があり、特にツシマジカについては、当該区域における林内の下層植生への影響が懸念される。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- (1) 鳥獣保護区用制札 10 本
- (2) 案内板 1 基

## ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
キジ	キジ	○ 亜種コウライキジ	-
カモ	カモ	オシドリ	DD
		マガモ	-
		コガモ	-
ハト	ハト	○ キジバト	-
ペリカン	サギ	ミゾゴイ	VU
		アオサギ	-
		ダイサギ	-
		コサギ	-
カッコウ	カッコウ	ホトトギス	-
タカ	ミサゴ	ミサゴ	NT
	タカ	トビ	-
		オジロワシ	VU, 国内希少, 国天
		ハイタカ	NT
		ノスリ	-
フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	-
		アオバズク	-
キツツキ	キツツキ	○ 亜種ツシマコゲラ	-
スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ	EN, 国内希少
	カササギヒタキ	○ サンコウチョウ	-
	カラス	○ カケス	-
		ミヤマガラス	-
		ハシボソガラス	-
		亜種チョウセンハシブトガラス	-
	シジュウカラ	○ ヤマガラ	-
		ヒガラ	-
		○ シジュウカラ	-
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ	-
	ウグイス	○ ウグイス	-
		ヤブサメ	-
	エナガ	○ 亜種チョウセンエナガ	-
	メジロ	○ メジロ	-
	ミソサザイ	○ ミソサザイ	-
	ヒタキ	マミジロ	-
		トラツグミ	-
		クロツグミ	-
		○ シロハラ	-
		○ ツグミ	-
		ジョウビタキ	-
		イソヒヨドリ	-
		○ キビタキ	-
		○ オオルリ	-
	スズメ	スズメ	-
	セキレイ	ハクセキレイ	-
		ビンズイ	-
	アトリ	○ カワラヒワ	-
		○ マヒワ	-
		シメ	-
	ホオジロ	ホオジロ	-
		カシラダカ	-
		○ ミヤマホオジロ	-
		アオジ	-
合計 (種)		52種	

(注)

- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会2012年)に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。  
環境省レッドリスト(平成24年改訂)  
CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、  
DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群  
国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種  
国天: 国指定天然記念物
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。



イ 獣類

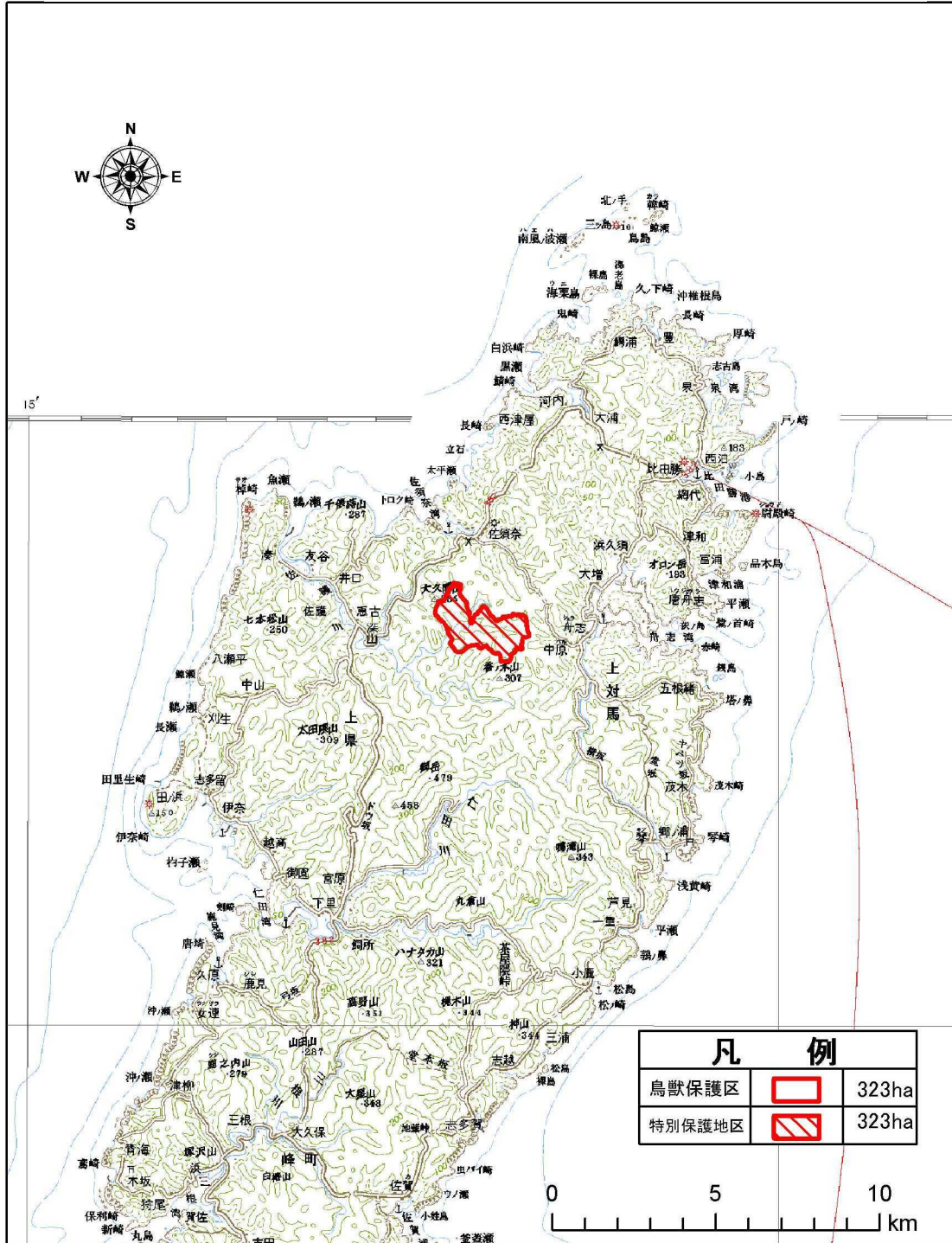
目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ	モグラ	○ ツシマヒミズ	
		○ コウベモグラ	
ネズミ	ネズミ	○ ツシマアカネズミ	
		○ ツシマヒメネズミ	
		○ カヤネズミ	
		○ ハツカネズミ	
		○ ドブネズミ	
ネコ	イタチ	○ ツシマテン	NT, 国天
		○ チョウセンイタチ	NT
	ネコ	○ ツシマヤマネコ	CR, 国内希少, 国天
ウシ	イノシシ	○ ニホンイノシシ	
	シカ	○ ツシマジカ	
合計 (種)		12種	

(注)

- 1 獣類の目・科・種(和名)及び配列は、環境省目録に拠った。
- 2 種の指定等の要件は次の通りである。  
環境省レッドリスト(平成24年改訂)  
CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、  
DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群  
国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種  
国天: 国指定天然記念物
- 3 ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

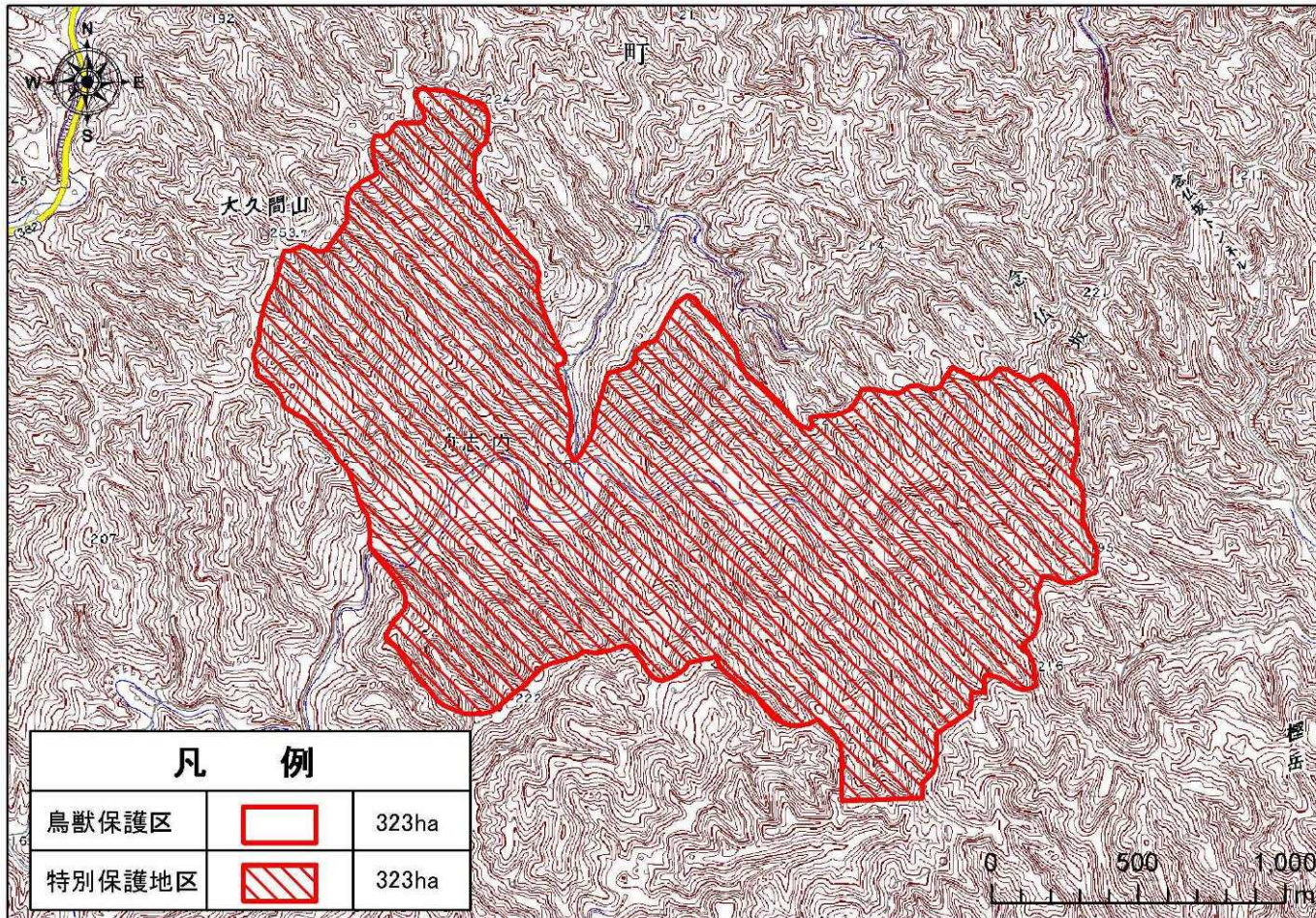


# 国指定舟志ノ内鳥獣保護区位置図



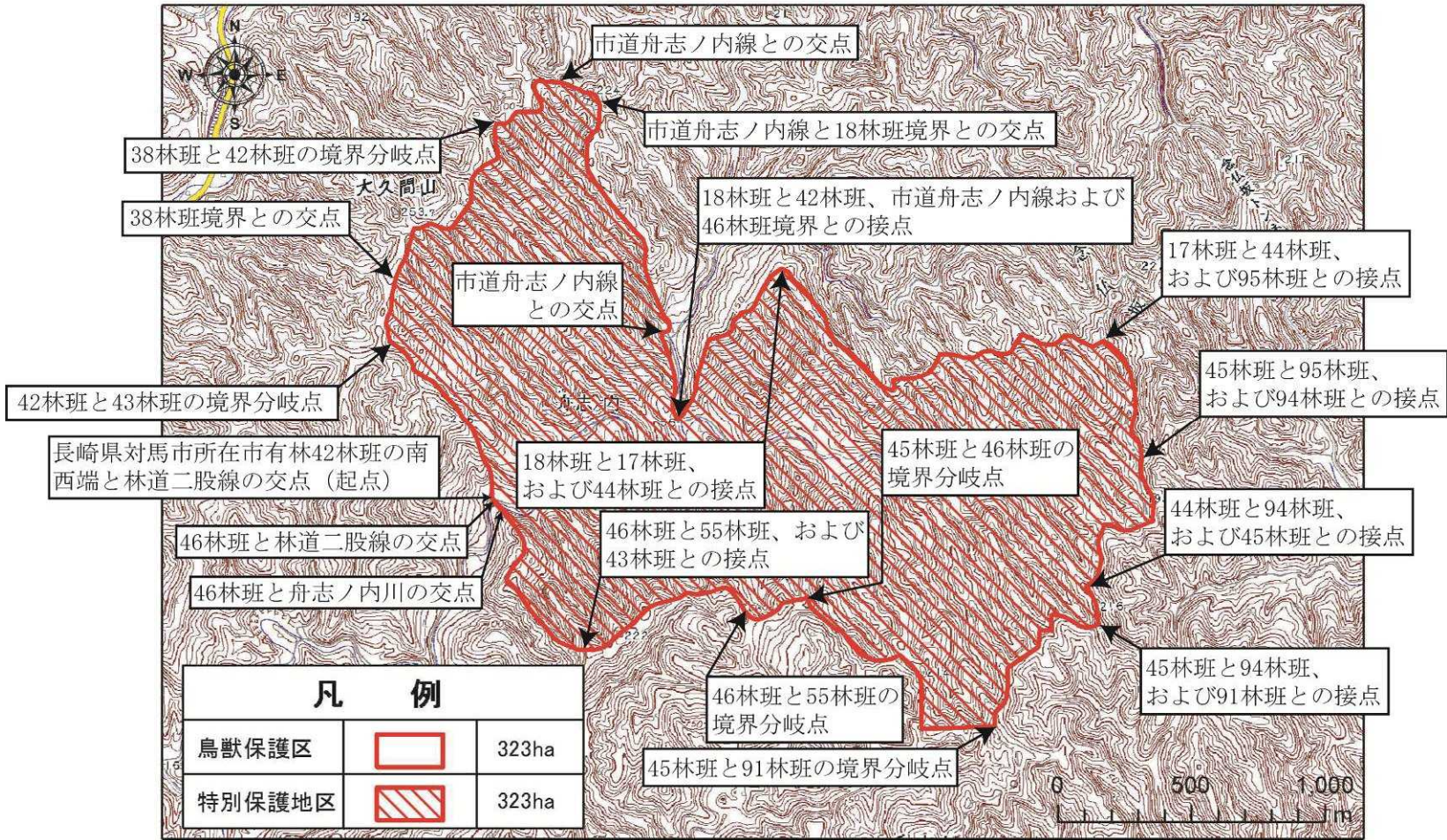
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 20 万分の 1（地形画像）を複製したものである。（承認番号：平 25 国地九複第 180 号）

# 国指定舟志ノ内鳥獣保護区区域図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図2万5千分の1（地形画像）を複製したものである。（承認番号：平25国地九複第180号）

# 国指定舟志ノ内鳥獣保護区区域説明図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図2万5千分の1（地形画像）を複製したものである。（承認番号：平25国地九複第180号）